職員の定年等に関する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第７－４号

職員の定年等に関する規則

職員の定年等に関する規則（規則第７－２号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　定年制度（第３条－第７条）
第３章　管理監督職勤務上限年齢制（第８条－第13条）
第４章　定年前再任用短時間勤務制（第14条－第18条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第６号。以下「条例」という。)の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 定年退職　条例第２条の規定により退職することをいう。

(2) 勤務延長　条例第４条第１項の規定により、職員を引き続いて勤務させることをいう。

(3) 勤務延長職員　条例第４条第１項又は第２項の規定により引き続き勤務している職員をいう。

(4) 定年前再任用　条例第12条の規定により採用することをいう。

第２章　定年制度

（異動期間が延長された管理監督職を占める職員の勤務延長の承認及び勤務延長の期限の延長の承認）

第３条　任命権者は、条例第４条第１項ただし書の規定により人事委員会の承認を得ようとする場合には、異動期間を延長した職員の勤務延長の承認申請書（別記第１号様式）に次条に規定する書面の写しを添付し、委員会に提出するものとする。

２　任命権者は、条例第４条第２項の規定により人事委員会の承認を得ようとする場合には、勤務延長の期限の延長承認申請書（別記第２号様式）に次条に規定する書面の写しを添付し、委員会に提出するものとする。

（勤務延長等に係る職員の同意）

第４条　条例第４条第３項及び第４項に規定する職員の同意は、適切な時期に書面によって得るものとする。

（定年に達している者の任用の制限）

第５条　任命権者は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、勤務延長職員を、特別の事情により委員会の承認を得て昇任し、降任し、又は転任する場合は、この限りでない。

２　任命権者は、前項ただし書きに規定する委員会の承認を得ようとする場合には、勤務延長職員の異動承認申請書（別記第３号様式）を委員会に提出するものとする。

（勤務延長等に係る書面の交付）

第６条　任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した書面を交付するものとする。ただし、第１号又は第６号に該当する場合には、適当な方法をもって書面の交付に代えることができる。

(1) 職員が定年退職をする場合

(2) 勤務延長を行う場合

(3) 条例第４条第２項の規定により勤務延長の期限を延長する場合

(4) 条例第４条第４項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合

(5) 勤務延長職員が異動し、期限の定めのない職員となった場合

(6) 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

（勤務延長に関する報告）

第７条　任命権者は、毎年５月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の事由及び期限の状況を勤務延長の状況報告書（別記第４号様式）により、委員会に報告するものとする。

第３章　管理監督職勤務上限年齢制

（異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合）

第８条　条例第９条第１項又は第２項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

（異動期間の期限の延長の承認）

第９条　任命権者は、条例第９条第２項又は第４項の規定により人事委員会の承認を得ようとする場合には、異動期間の期限の延長承認申請書（別記第５号様式）に第11条に規定する書面の写しを添付し、委員会に提出するものとする。

（特定管理監督職群を構成する管理監督職）

第10条　条例第９条第３項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、県立特別支援学校及び市町村立学校の校長の職とする。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第11条　条例第10条に規定する職員の同意は、適切な時期に書面によって得るものとする。

（降任等に係る書面の交付）

第12条　任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した書面を交付するものとする。

(1) 条例第８条第１項の規定により他の職へ降任等を行う場合

(2) 条例第９条の規定により異動期間を延長する場合

(3) 条例第11条の規定により異動期間の期限を繰り上げる場合

（異動期間の延長に関する報告）

第13条　任命権者は、毎年５月末日までに、異動期間の延長に係る状況報告書（別記第６号様式）により、前年の４月２日からその年の４月１日までの間に条例第９条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を委員会に報告するものとする。

第４章　定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用の原則）

第14条　任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、法第13条に定める平等取扱いの原則及び法第15条に定める任用の根本基準に違反してはならない。

（定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意）

第15条　任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者（以下「定年前再任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得るものとする。

(1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容

(2) 定年前再任用を行う日

(3) 定年前再任用をされた場合の給与

(4) 定年前再任用をされた場合の１週間当たりの勤務時間

(5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

（定年前再任用の選考に用いる情報）

第16条　条例第12条の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

（定年前再任用に係る書面の交付）

第17条　任命権者は、次の各号に該当する場合には、職員に書面を交付するものとする。ただし、第２号に該当する場合には、適当な方法をもって書面の交付に代えることができる。

(1) 定年前再任用を行う場合

(2) 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員（条例第12条の規定により採用された職員をいう。）が当然に退職する場合

（定年前再任用に関する報告）

第18条　任命権者は、毎年５月末日までに、前年度における定年前再任用の状況を委員会に報告するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（令和４年改正条例附則第２条第１項の規定による勤務についての準用）

2　第３条から第７条までの規定は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和４年条例第31号。以下「令和４年改正条例」という。）附則第２条第１項の規定による勤務について準用する。

（令和４年改正条例附則第２条第２項の人事委員会規則で定める職及び職員）

3　令和４年改正条例附則第２条第２項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（令和４年改正条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第３条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和５年３月31日である場合には、令和４年改正条例による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第３条に規定する定年）を超える職（当該職に係る定年が新条例第３条に規定する定年である職に限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

4　令和４年改正条例附則第２条第２項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和５年３月31日である場合には、旧条例第３条に規定する定年）に達している職員とする。

（暫定再任用）

5　令和４年改正条例附則第３条第１項及び第２項並びに附則第４条第１項及び第２項の人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 暫定再任用（令和４年改正条例附則第３条第１項若しくは第２項又は第４条第１項若しくは第２項の規定により採用することをいう。以下同じ。）を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

6　令和４年改正条例附則第３条第５項又は第４条第３項において準用する令和４年改正条例附則第３条第５項に規定する職員の同意は、書面により行うものとする。

7　任命権者は、暫定再任用を行う場合又は令和４年改正条例附則第３条第３項若しくは第４条第３項において準用する令和４年改正条例附則第３条第３項の規定により任期を更新する場合には、職員にその旨を明示した書面を交付するものとする。

（新条例附則第５項及び第６項の年齢60年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認）

8　年齢60年に達する日の属する年度の前年度に新条例附則第５項及び第６項の規定による情報の提供及び勤務の意思の確認を行うことができない職員としてこれらの規定で定める職員に対する情報の提供および勤務の意思の確認は、これらの規定で定める期間内に、できる限り速やかに行うものとする。

9　新条例附則第５項及び第６項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報（第１号、第３号及び第４号に掲げる情報にあっては、当該職員が年齢60年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。

(1) 法第28条の２から第28条の５までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報

(2) 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報

(3) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号）附則第17項から第26項までの規定又は市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号）附則第９項から第16項までの規定による年齢60年に達した日後における最初の４月１日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報

(4) 職員の退職手当に関する条例（昭和37年条例第49号）附則第35条から第38条までの規定による当該職員が年齢60年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に定年退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、新条例附則第５項又は第６項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報

10　任命権者は、新条例附則第５項及び第６項の規定により勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めるものとする。

11　前項の勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。

(1) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思

(2) 年齢60年に達する日以後の退職の意思
(3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向
(4) その他任命権者が必要と認める事項

12　附則第９項各号に掲げる情報を職員に提供するに当たっては、当該各号に掲げる情報を記載した文書を交付することにより行うものとする。

13　附則第11項各号に掲げる事項を職員に確認するに当たっては、当該各号に掲げる事項を記載した文書を職員に提出させることにより行うものとする。

（令和４年改正条例附則第10条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職、規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員）

14　令和４年改正条例附則第10条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（令和７年４月１日、令和９年４月１日、令和11年４月１日及び令和13年４月１日をいう。以下同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢（新条例第12条に規定する短時間勤務の職（以下「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めている者とした場合における新条例第３条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る定年相当年齢が新条例第３条に規定する定年であるものに限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

15　令和４年改正条例附則第10条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

16　令和４年改正条例附則第10条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第14項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員とする。

別記
第１号様式（第３条第１項関係）

異動期間を延長した職員の勤務延長の承認申請書

第　　号
年　　月　　日

新潟県人事委員会委員長　　様

任命権者

職員の定年等に関する条例第４条第１項ただし書きの規定に基づき、異動期間を延長した職員の勤務延長について下記のとおり申請します。

記

<table>
<tr><td rowspan="8">勤務延長予定者</td><td>氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>所属</td><td></td><td>職名</td><td></td></tr>
<tr><td>給料</td><td colspan="3">職給料表　　級　　号給</td></tr>
<tr><td>定年年齢</td><td>歳</td><td>定年退職日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>管理監督職に係る勤務上限年齢</td><td>歳</td><td>延長前の異動期間の末日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>異動期間の延長理由と根拠条項</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>現に従事している職務内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">勤務延長を行う理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">勤務延長後の期限</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他参考事項</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

添付書類：勤務記録カードの写し
　　同意書の写し

第２号様式（第３条第２項関係）

勤務延長の期限の延長承認申請書

第　　号
年　　月　　日

新潟県人事委員会委員長　　様

任命権者

職員の定年等に関する条例第４条第２項の規定に基づき、勤務延長の期限の延長について下記のとおり申請します。

記

<table>
<tr><td rowspan="7">期限延長予定者</td><td>氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>所属</td><td></td><td>職名</td><td></td></tr>
<tr><td>給料</td><td colspan="3">職給料表　　級　　号給</td></tr>
<tr><td>定年年齢</td><td>歳</td><td>定年退職日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>勤務延長の事由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>勤務延長の期限</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
<tr><td>現に従事している職務内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">期限を延長する理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">期限延長後の期限</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他参考事項</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

添付書類：勤務記録カードの写し
　　同意書の写し

第３号様式（第５条関係）

勤務延長職員の異動承認申請書

第　　号
年　　月　　日

新潟県人事委員会委員長　　様

任命権者

職員の定年等に関する規則第５条第２項の規定に基づき、勤務延長職員の異動の承認について下記のとおり申請します。

記

異動予定者	氏　　名		生年月日	年　　月　　日
	所　　属		職　　名	
	給　　料	職給料表　　級　　号給		
	定年年齢	歳	定年退職日	年　　月　　日
	勤務延長の事由			
	勤務延長の期限	年　　月　　日		
	現に従事している職務内容			
異動後の職	所　　属		職　　名	
	給　　料	職給料表　　級　　号給		
	定年年齢	歳	定年退職日	年　　月　　日
	職務内容			
申請理由				
異動予定日		年　　月　　日		
その他参考事項				

添付書類：勤務記録カードの写し

第４号様式（第７条関係）

勤務延長の状況報告書

第　　号
年　　月　　日

新潟県人事委員会委員長　　様

任命権者

職員の定年等に関する規則第７条の規定に基づき、勤務延長の状況について別紙のとおり報告します。

別紙

年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況

氏　　名		
生　年　月　日		年　　月　　日
所　　属		
職　　名		
給　　料		職給料表　　級　　号給
定　年　年　齢		歳
定 年 退 職 日		年　　月　　日
勤務延長の事由		
勤務延長の期限		年　　月　　日
職務内容	勤務延長前	
	勤務延長後	
その他参考事項		

第５号様式（第９条関係）

異動期間の期限の延長承認申請書

第　　号
年　　月　　日

新潟県人事委員会委員長　　様

任命権者

職員の定年等に関する条例第９条第２項（第４項）の規定に基づき、異動期間の期限の延長について下記のとおり申請します。

記

<table>
<tr><td rowspan="6">期間延長予定者</td><td>氏　　名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>所　　属</td><td></td><td>職　　名</td><td></td></tr>
<tr><td>給　　料</td><td colspan="3">職給料表　　級　　号給</td></tr>
<tr><td>異動期間の末　　日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>現に従事している職務内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>既に延長された異動期間の延長理由と根拠条項</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">期間をさらに延長しようとする理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">申請する異動期間の末日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他参考事項</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

添付書類：勤務記録カードの写し
　　同意書の写し

第６号様式（第13条関係）

異動期間の延長に係る状況報告書

第　　号
年　　月　　日

新潟県人事委員会委員長　　様

任命権者

職員の定年等に関する規則第13条の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る異動期間の延長の状況について別紙のとおり報告します。

別紙

異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る異動期間の延長の状況

氏　　名	
生　年　月　日	年　　月　　日
所　　属	
職　　名	
給　　料	職給料表　　級　　号給
異動期間の末日	年　　月　　日
延長された異動期間の末日	年　　月　　日
延長された異動期間の延長理由	
根拠条項	
職務内容	
その他の参考事項	